

本審査議案第 1 号

旭川圏都市計画道路の変更について
(北海道決定)

令和 8 年 6 月
旭 川 市

都市計画変更に係る理由書

1 案件名

旭川圏都市計画道路の変更（北海道決定）

2 決定経緯

別添計画決定経緯表のとおり

3 都市計画変更内容

3・3・8号金星橋通：一部幅員の縮小の変更、一部区域の変更

3・3・20号永山東光線：一部幅員の拡幅及び縮小の変更、一部区域の変更

4 都市計画変更の理由

3・3・8号金星橋通は、環状1号線を起点に国道40号及び39号と交差し、市内中心部を横断する幹線道路として位置づけられている。

3・3・20号永山東光線は、東鷹栖東旭川通を起点に市内永山地区と東光地区を結び市内東部を縦断する幹線道路として位置づけられている。

今回、事業実施に伴う詳細設計の結果、橋梁部における構造形式が確定したため、地覆に必要な区域の拡大が生じたことから、一部区域を変更する。

また、同様に詳細設計の結果、道路と民地との高低差に伴う擁壁の構造形式が確定したため、一部区域を変更する。

旭川圏都市計画道路の変更（北海道決定）

都市計画道路中 3・3・8 号金星橋通及び 3・3・20 号永山東光線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅員	地表式の区間に おける鉄道等と の交差の構造	
幹 線 道 路	3・3・8	金星橋通	旭川市 字近文5 線2号	旭川市 新星町	旭川市 大雪通 3丁目	約6,010m	地表式	4車線	27m	J R宗谷線と 立体交差 幹線街路大雪通 と立体交差 幹線街路と平面 交差10箇所	(主要道道旭 川幌加内線) 主要道道愛別 当麻旭川線 (一般道道新 旭川停車場 線)
	車線数の内訳		2車線			約1,300m					
			4車線			約3,850m					
			6車線			約860m					
	3・3・20	永山 東光線	旭川市永 山町9丁 目	旭川市 東光11 条3丁目	旭川市 豊岡4条 3丁目	約7,950m	地表式	4車線	22m	J R石北本線と 立体交差 幹線街路と平面 交差11箇所	主要道道 愛別当麻旭川 線

「区域及び構造は計画図表示のとおり

理 由 書

3・3・8 号金星橋通は、環状 1 号線を起点に国道 4 0 号及び 3 9 号と交差し、市内中心部を横断する幹線道路として位置づけられている。

3・3・20 号永山東光線は、東鷹栖東旭川通を起点に市内永山地区と東光地区を結び市内東部を縦断する幹線道路として位置づけられている。

今回、事業実施に伴う詳細設計の結果、橋梁部における構造形式が確定したため、地覆に必要な区域の縮小が生じたことから、一部区域を変更する。

また、同様に詳細設計の結果、道路と民地との高低差に伴う擁壁の構造形式が確定したため、一部区域を変更する。

変 更 説 明 書

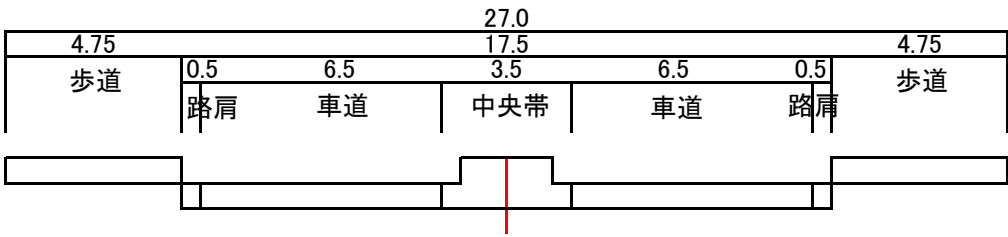
新		旧		変 更 内 容
番号	路線名	番号	路線名	
3・3・8	金星橋通	3・3・8	金星橋通	一部幅員の縮小の変更 (26.00m → 25.80m 40.50m → 40.30m 42.00m → 41.80m 42.50m → 42.30m 44.00m → 43.80m 変更区間 L＝約 240m) 一部区域の変更
3・3・20	永山東光線	3・3・20	永山東光線	一部幅員の拡幅及び縮小の変更 (26.00m → 25.80m 30.30m → 27.30m 30.30m → 30.10m 38.60m → 38.75m 42.50m → 42.30m 42.50m → 42.80m 44.00m → 43.80m 44.00m → 44.30m 46.50m → 46.30m 47.70m → 48.00m 50.20m → 50.50m 変更区間 L＝約 770m) 一部区域の変更

g 定規図
(代表断面)

定 規 図

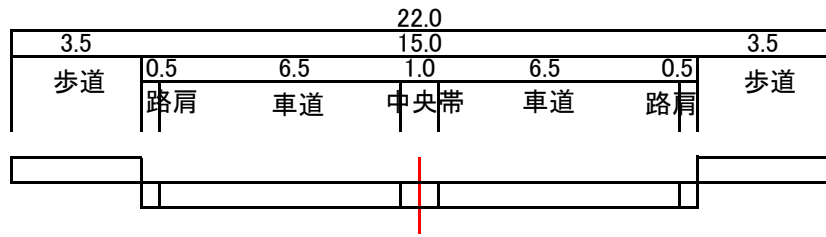
3・3・8 金星橋通

代表幅員



3・3・20 永山東光線

代表幅員



g 定規図

(3 ・ 3 ・ 8 金星橋通)

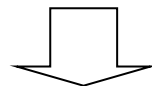
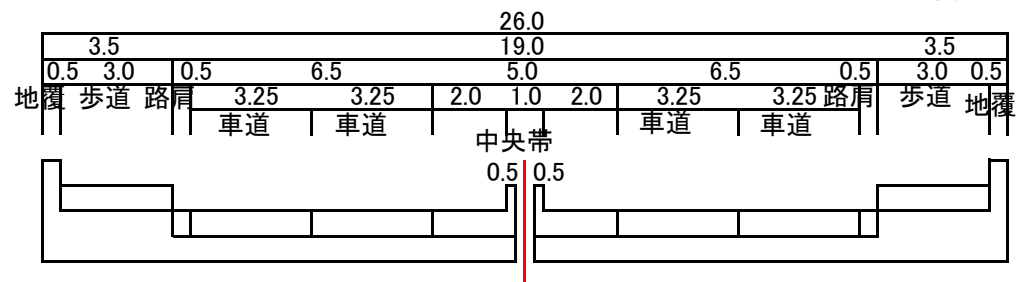
変更区間道路定規図

金星橋通線 橋梁区間

(旧)

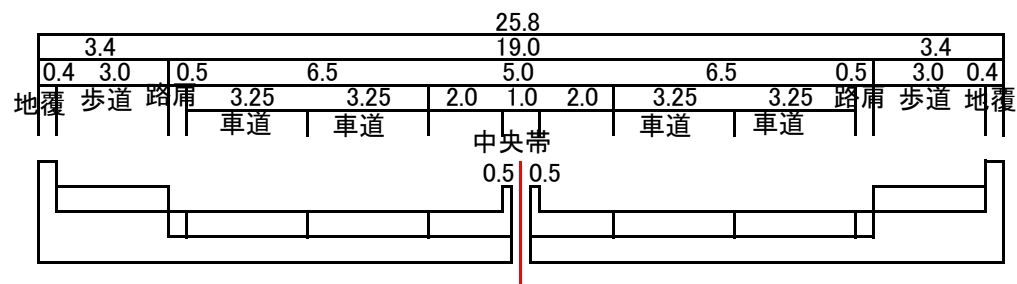
変更前

単位:m



(新)

変更後



SP940.66~961.46

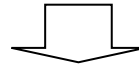
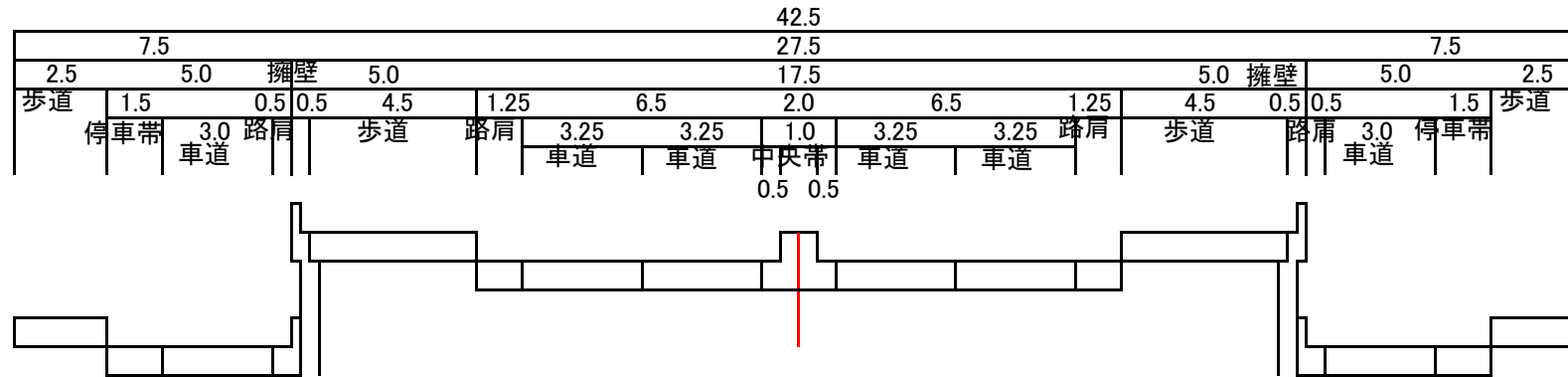
変更区間道路定規図

金星橋通 橋梁高架区間

変更前(新星町側高架部副道有り)

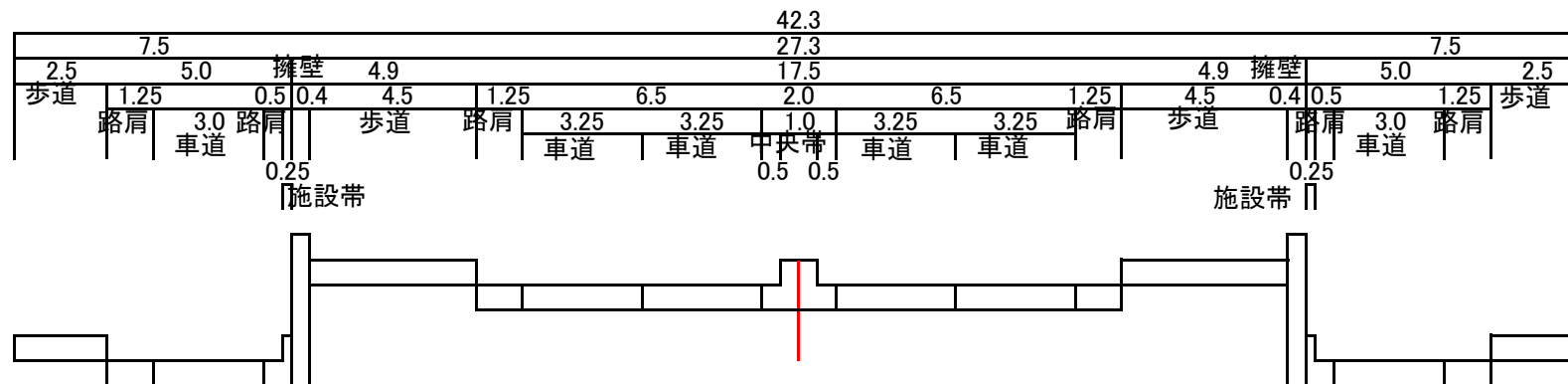
(旧)

単位:m



変更後(新星町側高架部副道有り)

(新)



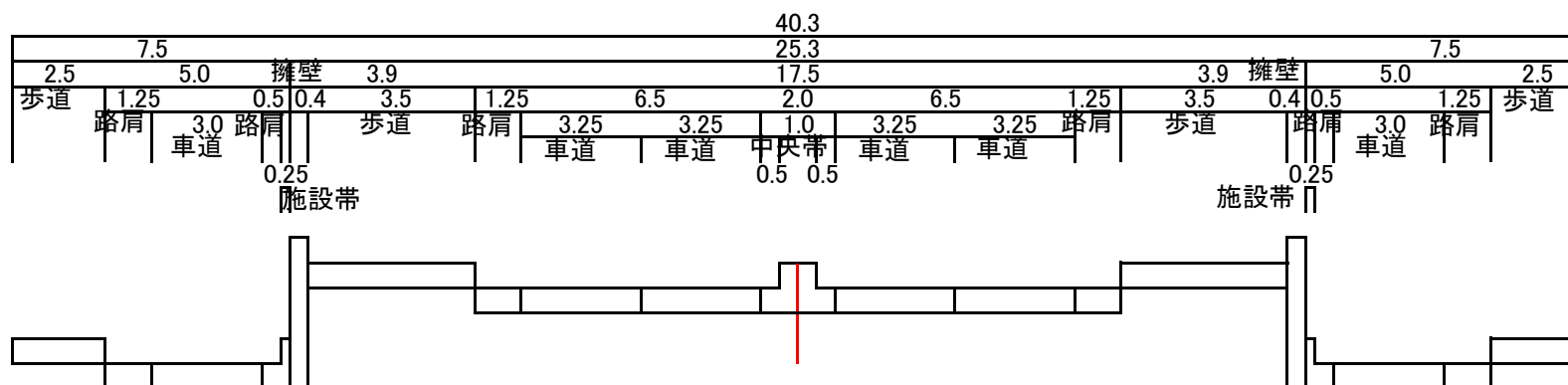
金星橋通 擁壁高架区間

(旧)

單位:m



(新)

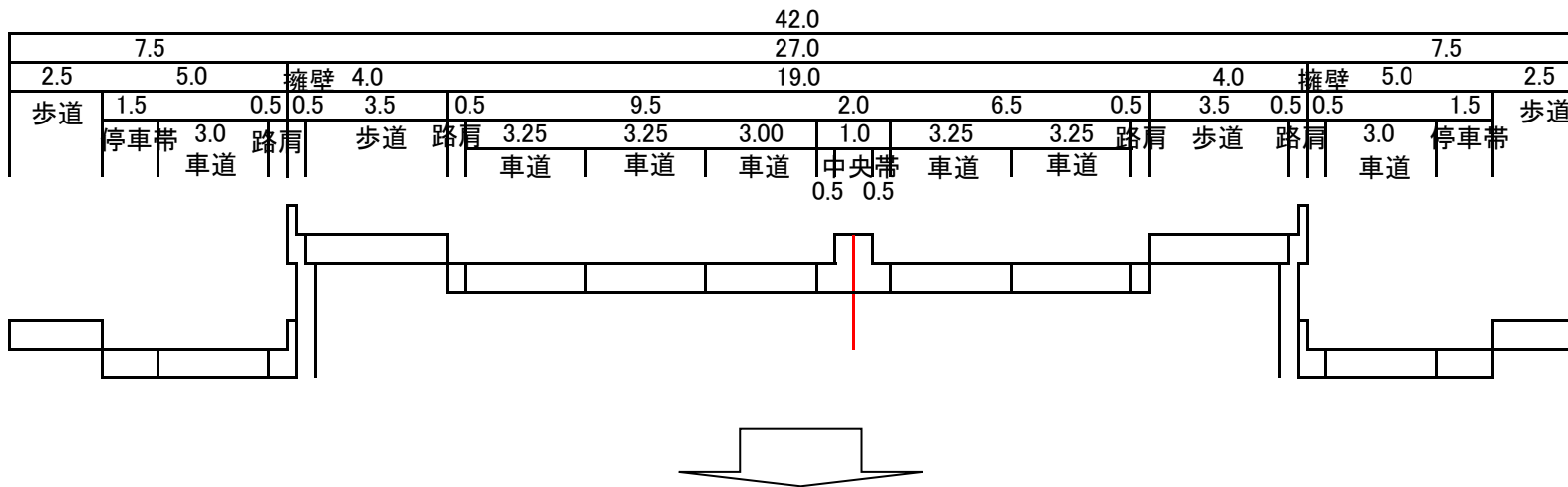


変更区間道路定規図

変更前(新星町側高架部副道有り)

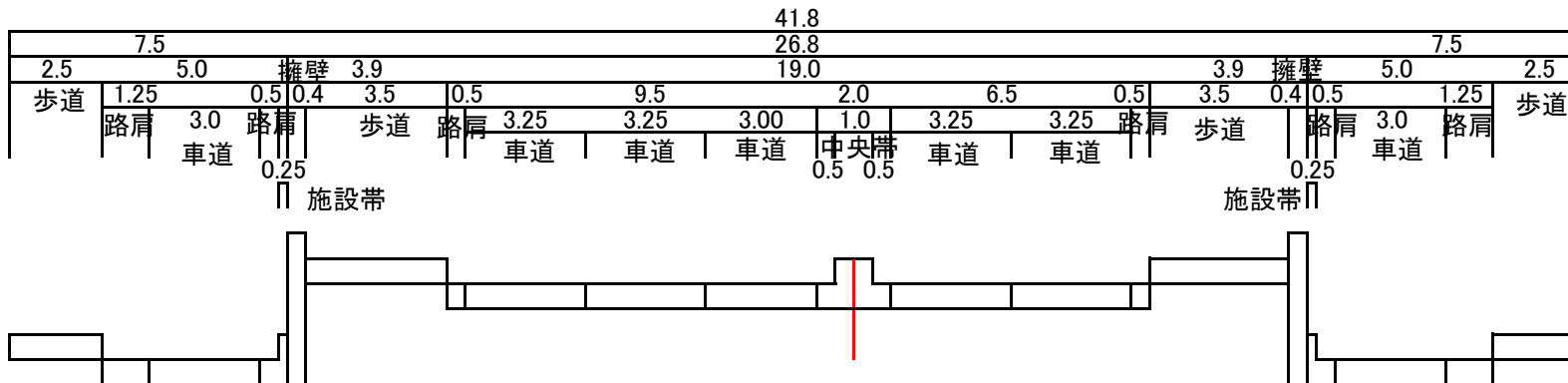
(旧)

单位:m



変更後(新星町側高架部副道有り)

(新)



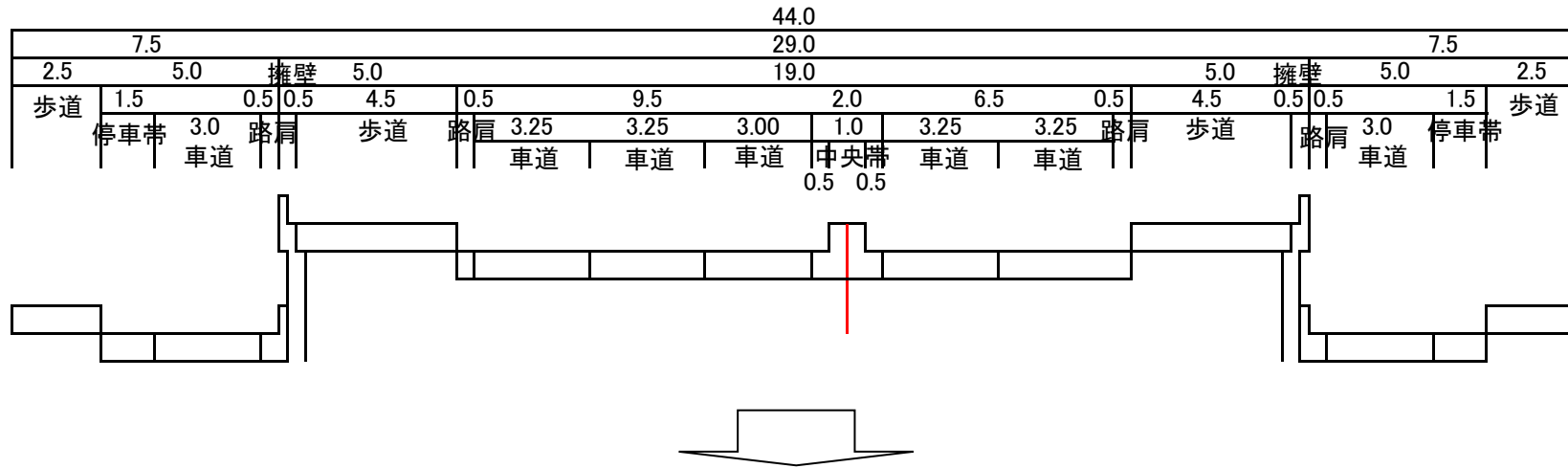
変更区間道路定規図

金星橋通 擁壁高架付加車線区間

変更前(新星町側高架部副道有り)

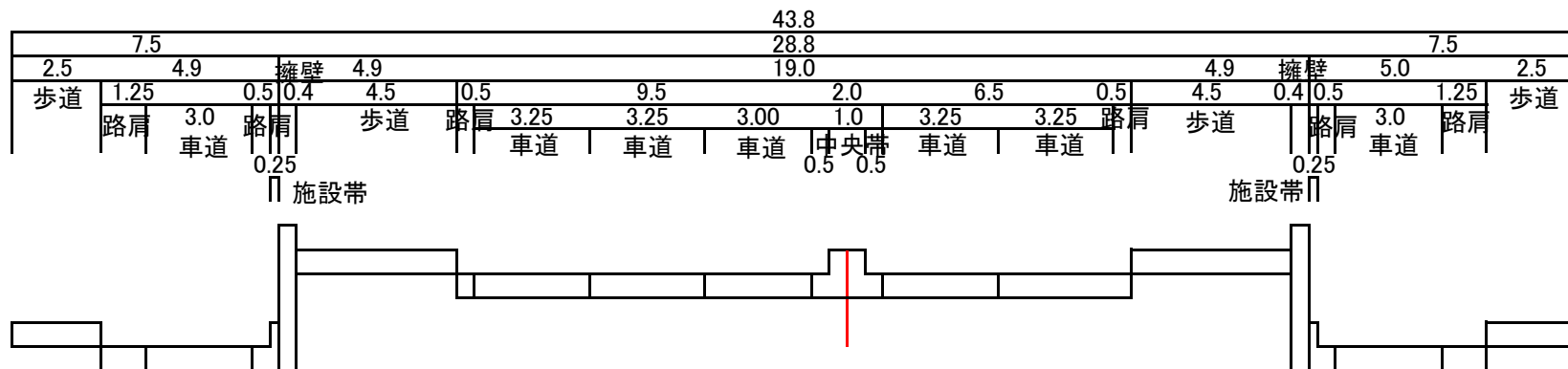
(旧)

単位:m



変更後(新星町側高架部副道有り)

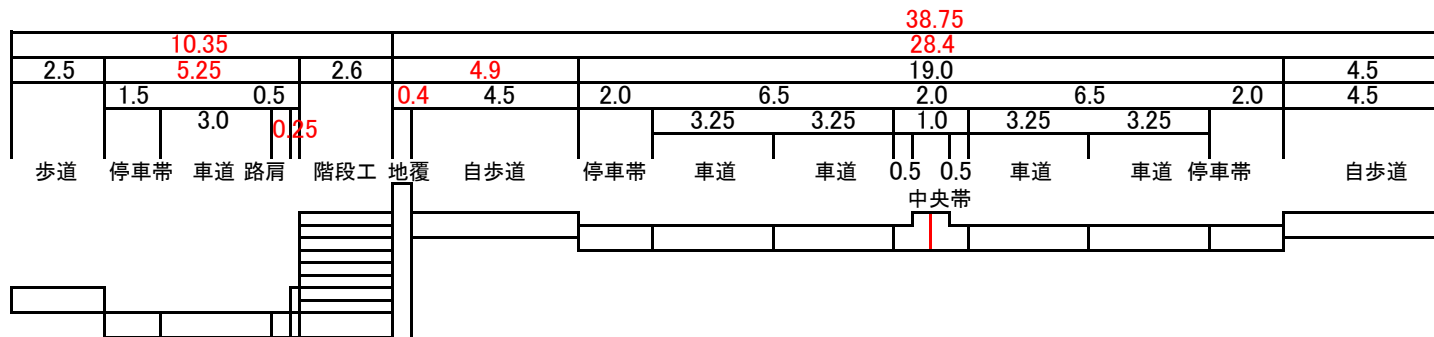
(新)



g 定規図

(3 ・ 3 ・ 2 0 永山東光線)

永山東光線 橋梁高架區間

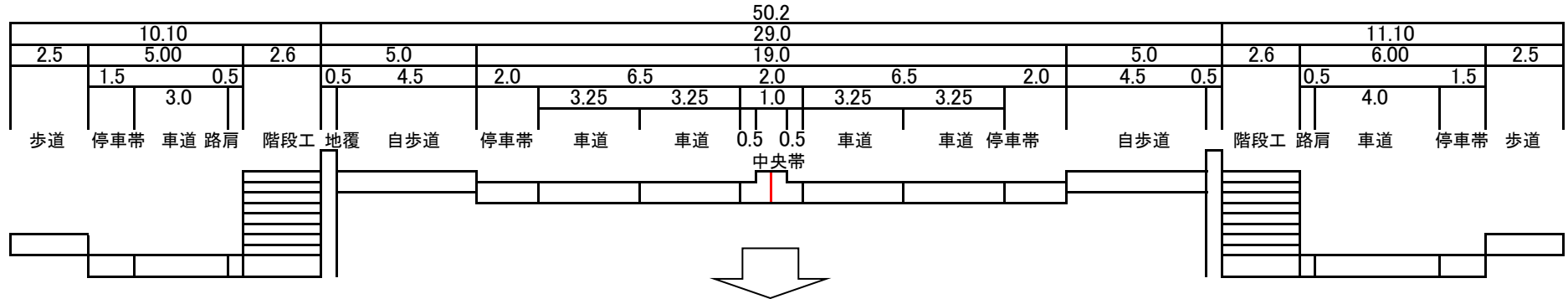


SP19.24~39.58

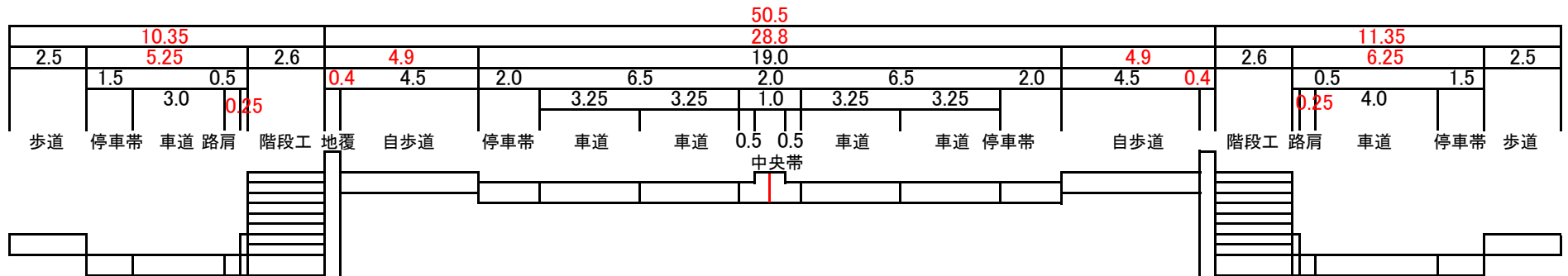
変更区間道路定規図

永山東光線 橋梁高架区間

変更前(豊岡側擁壁部階段設置)



変更後(豊岡側擁壁部階段設置)

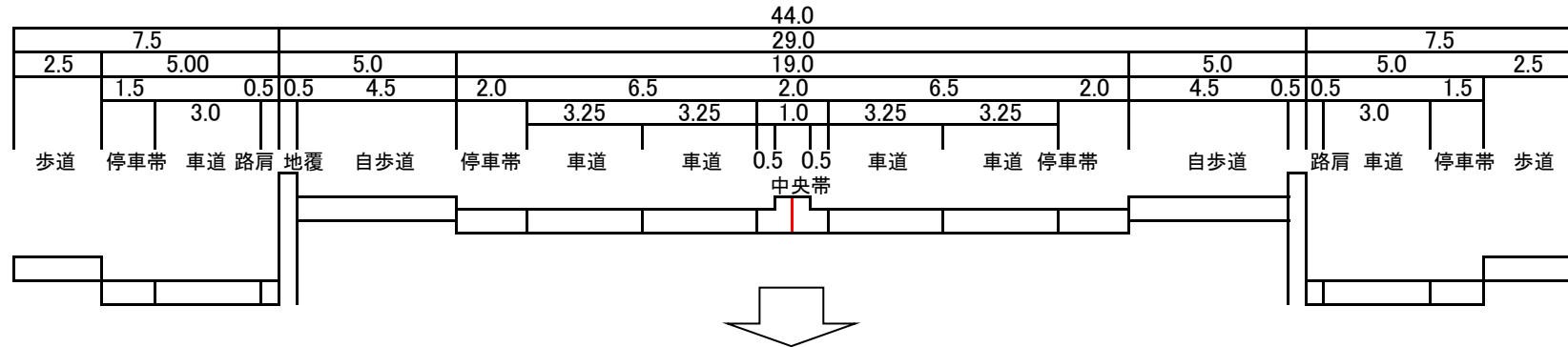


SP39.58~71.45

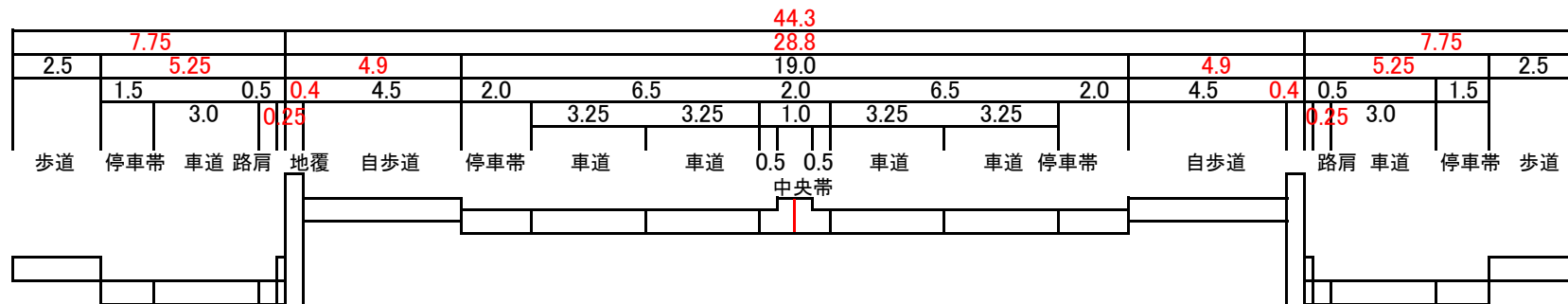
変更区間道路定規図

永山東光線 橋梁高架区間

変更前(豊岡側擁壁部)



変更後(豊岡側擁壁部)

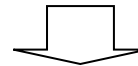
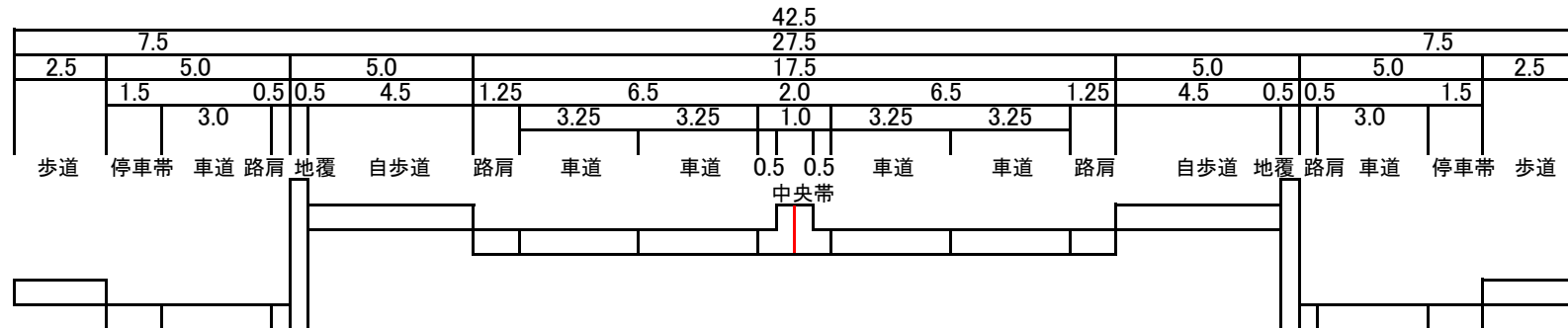


SP71.45~120.09

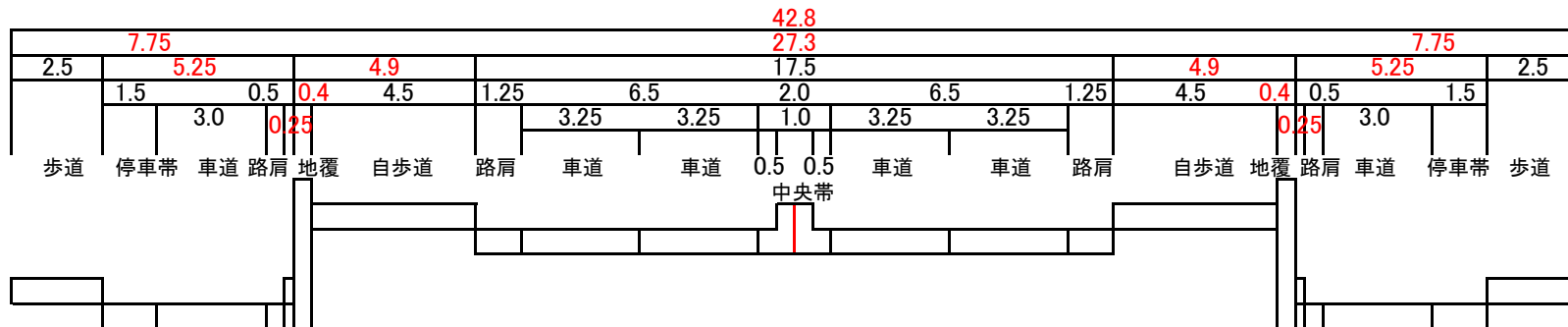
変更区間道路定規図

永山東光線 橋梁高架区間

変更前(豊岡側高架部)



変更後(豊岡側高架部)

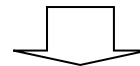
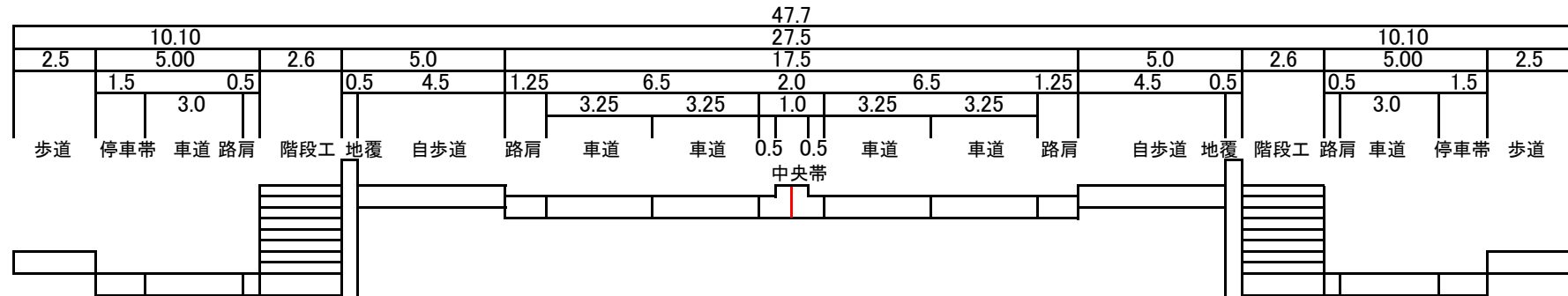


SP120.09~164.36

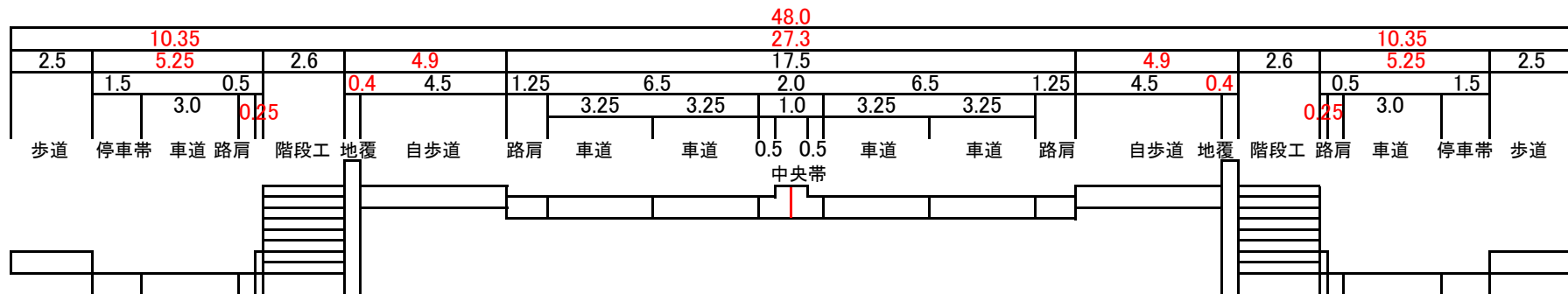
変更区間道路定規図

永山東光線 橋梁高架区間

変更前(豊岡側高架部階段設置)



変更後(豊岡側高架部階段設置)

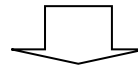
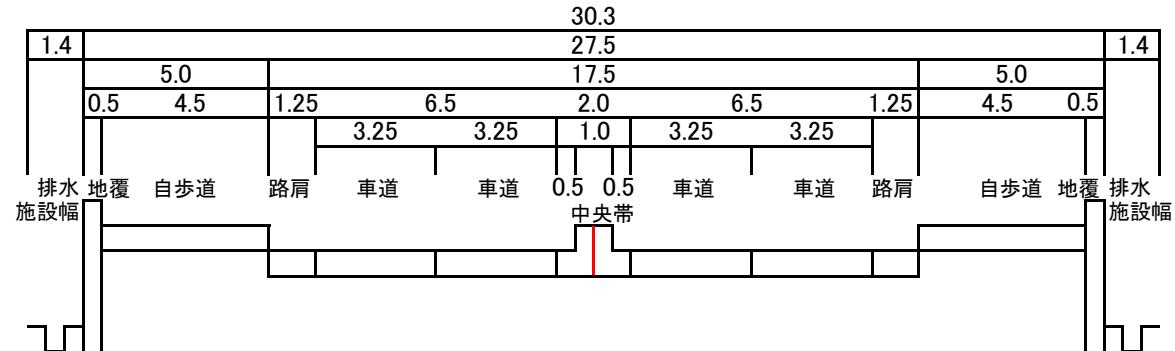


SP164.36～236.99

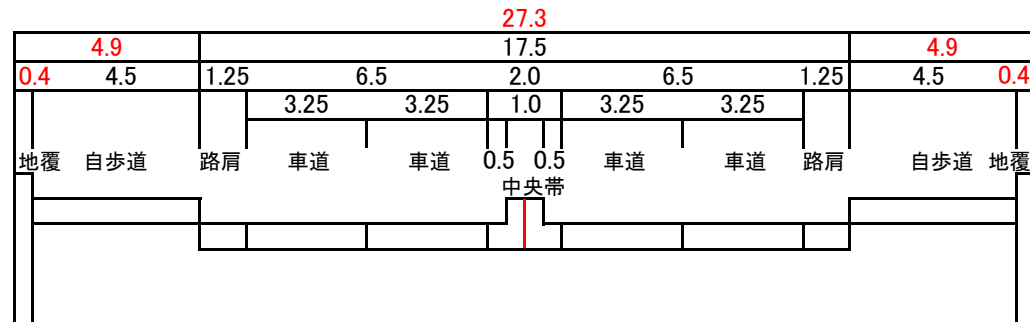
変更区間道路定規図

永山東光線 橋梁高架区間

変更前(豊岡側・新星町側高架部副道無し)



変更後(豊岡側・新星町側高架部副道無し)

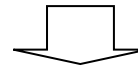
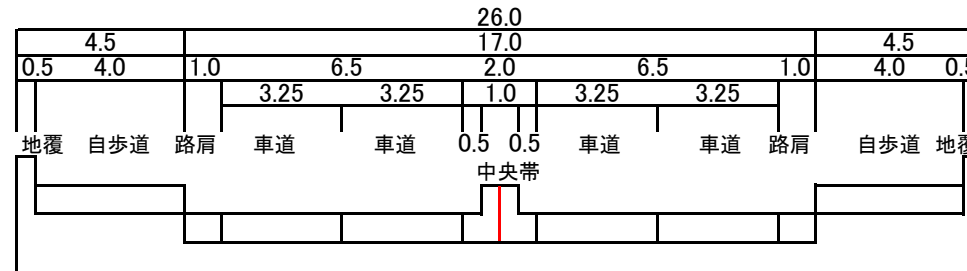


SP236.99～263.49
SP438.30～459.05

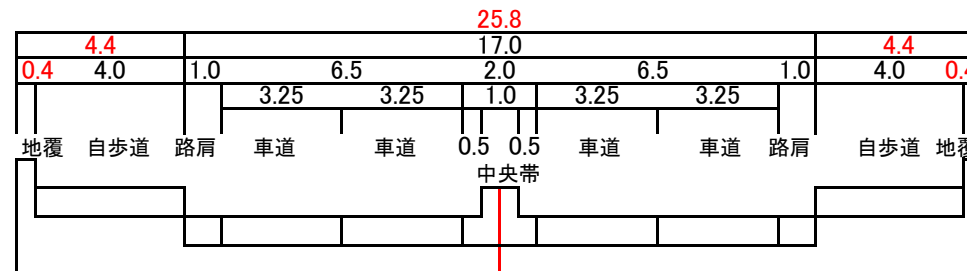
変更区間道路定規図

永山東光線 橋梁高架区間

変更前(橋梁部)



変更後(橋梁部)

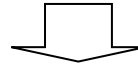
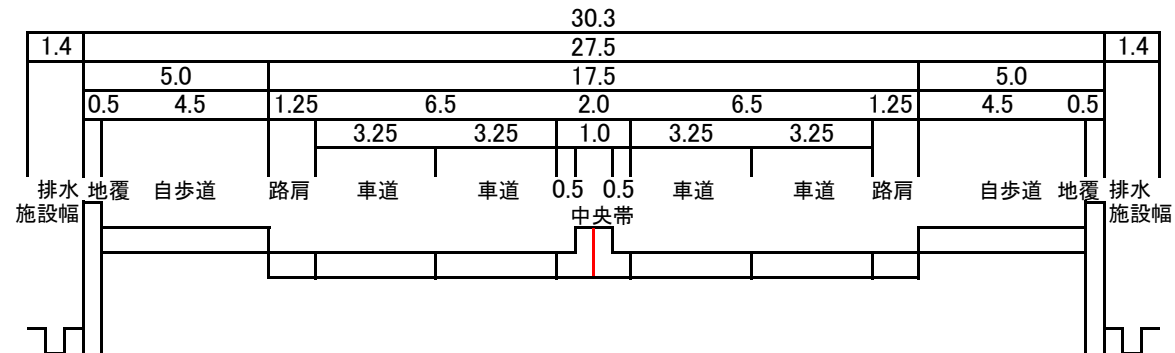


SP263.49～438.30

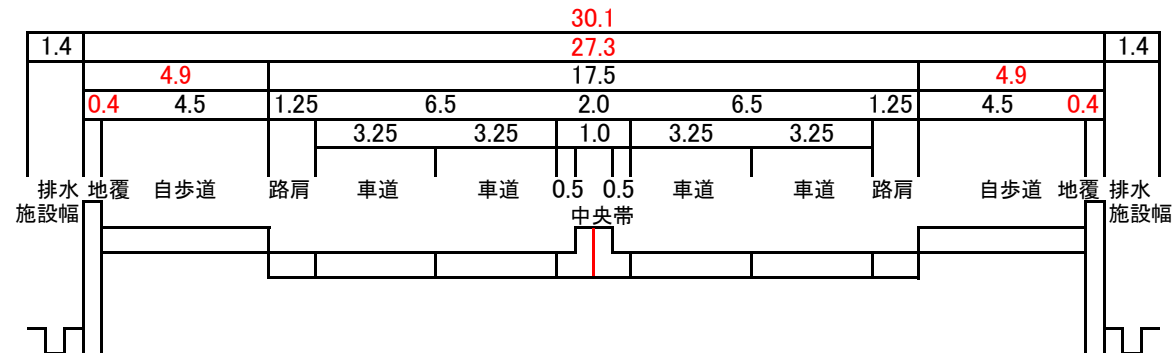
変更区間道路定規図

永山東光線 橋梁高架区間

変更前(新星町側高架部副道無し)



変更後(新星町側高架部副道無し)



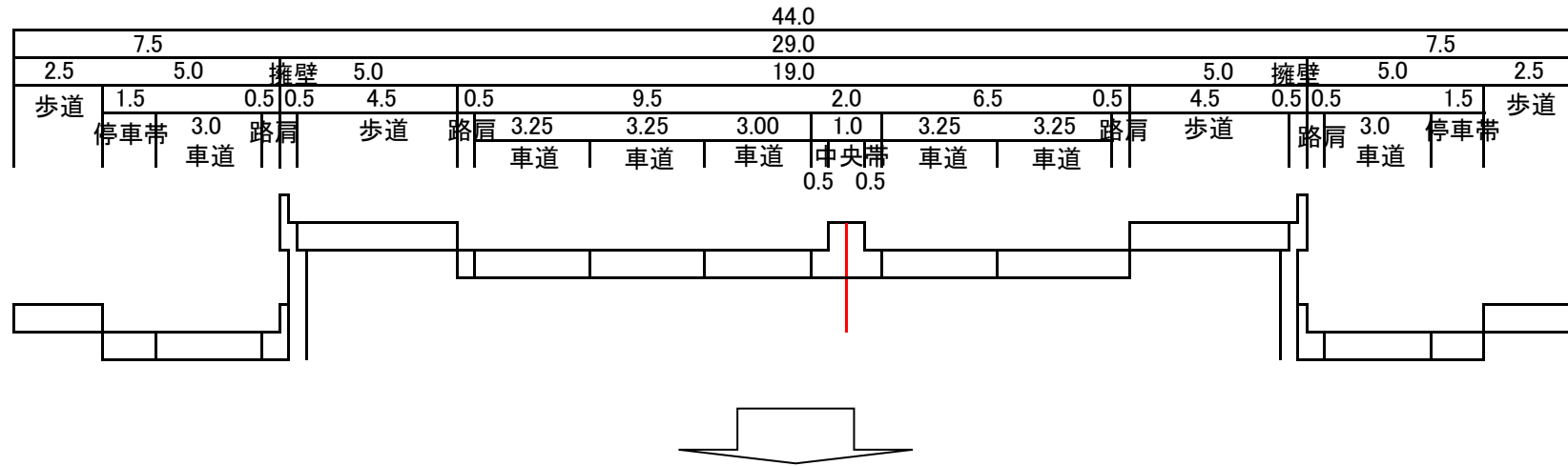
変更区間道路定規図

永山東光線 擁壁高架付加車線区間

変更前(新星町側高架部副道有り)

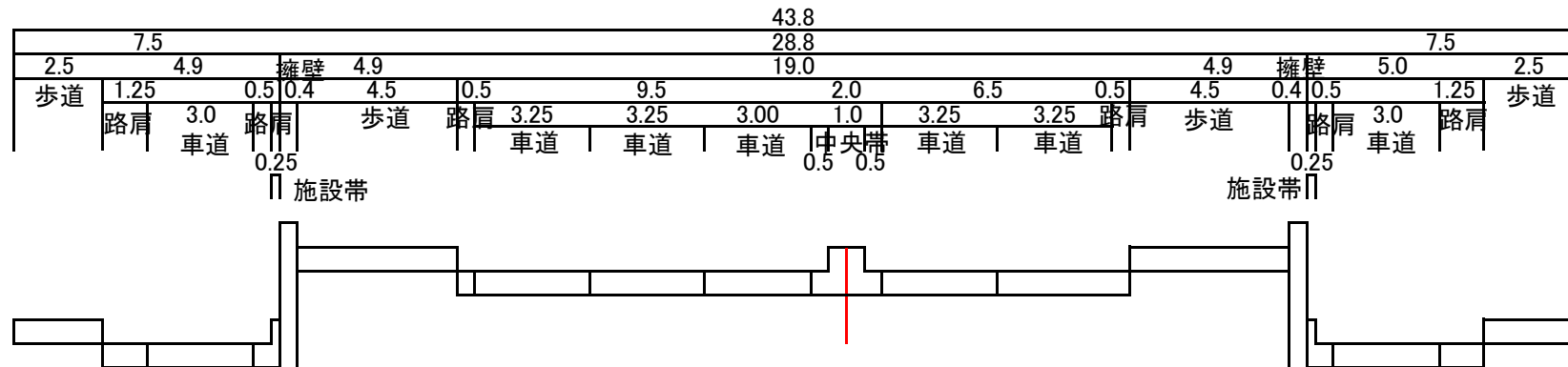
(旧)

単位:m



変更後(新星町側高架部副道有り)

(新)



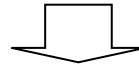
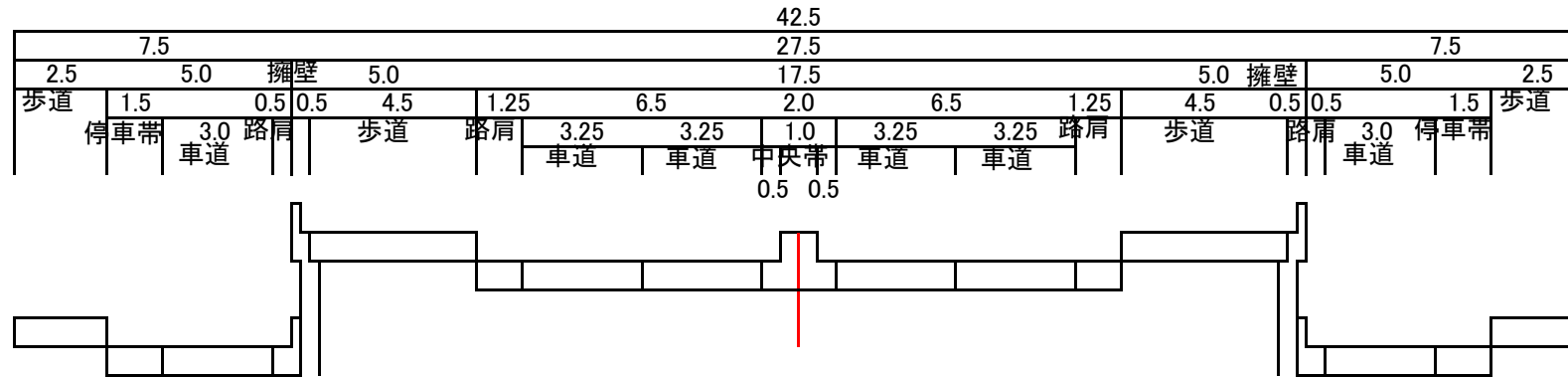
変更区間道路定規図

永山東光線 橋梁高架区間

変更前(新星町側高架部副道有り)

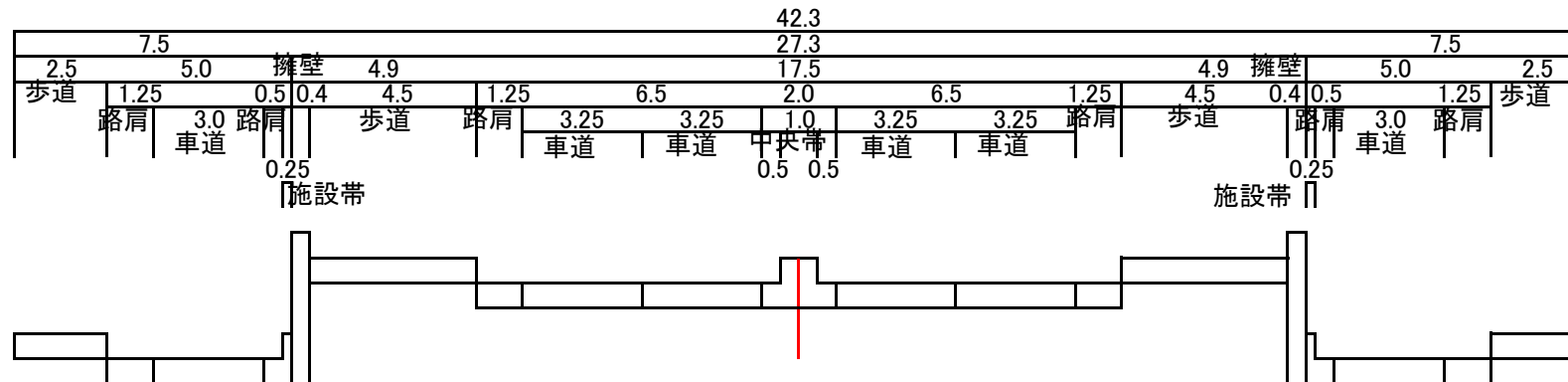
(旧)

単位:m



変更後(新星町側高架部副道有り)

(新)



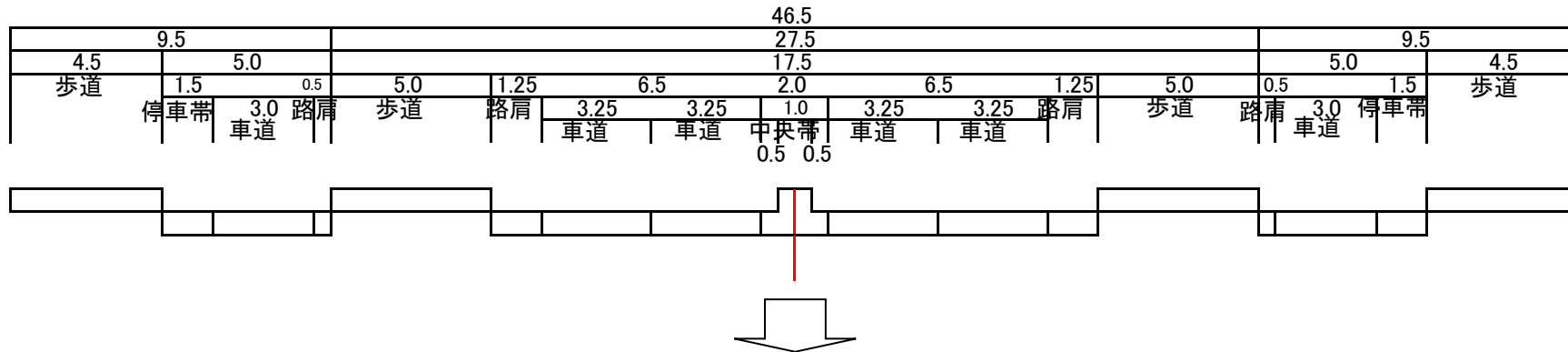
変更区間道路定規図

永山東光線 副道合流区間

変更前(新星町側高架部副道有り)

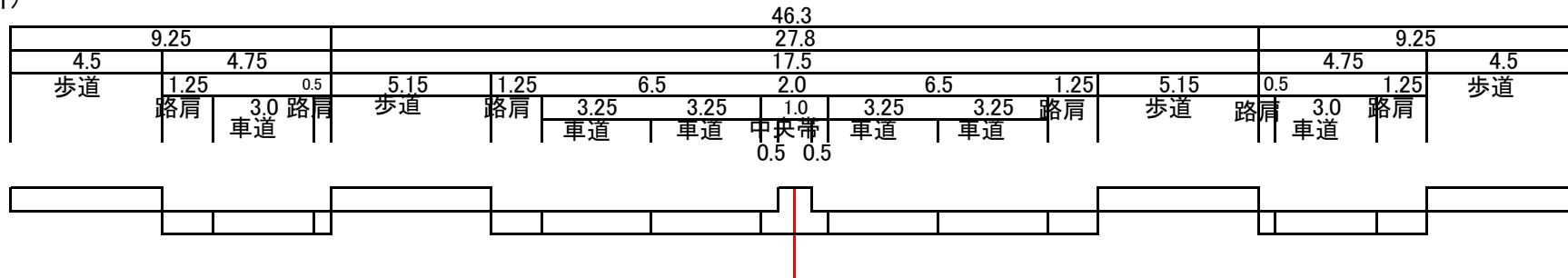
(旧)

単位:m



変更後(新星町側高架部副道有り)

(新)



SP734.00~788.79

旭川圏都市計画道路網図

[illegible]

都 市 計 画 道 路 決 定 経 緯 表

No. 1

年 月 日	告 示 番 号	内 容
昭和 12. 12. 10	内務省告示 第 718 号	7丁目通・1条西通・4条西通・神楽通・師範学校裏通・東鷹栖通・川端通・旭町通・永隆橋通・中央橋通・16丁目通・永山通・三番通・9条通・4条東通・1条東通・追分通・南端通・南6条通・東神楽通・錦町通・金星橋通・24丁目通・新旭川駅北通・下1号線通・参宮道路・西神楽通・新旭川駅裏通・神楽岡通・裏参道・南参道 以上31路線を都市計画決定
昭和 15. 7. 17	内務省告示 第 423 号	永山通・三番通・24丁目通・新旭川駅北通・秋月橋通・下号外線通 以上6路線の名称及び路線変更
昭和 24. 1. 31	建設省告示 第 65 号	緑橋通・江丹別通の2路線の追加 7丁目通・1条西通・神楽通・師範学校裏通・旭町通・永隆橋通・16丁目通・追分通・24丁目通・近文新旭川通・秋月橋通・下号外線通 以上12路線の名称及び路線変更
昭和 24. 6. 13	建設省告示 第 555 号	川端通・東神楽通・24丁目通の3路線の路線変更
昭和 27. 1. 28	建設省告示 第 54 号	緑橋通の幅員変更
昭和 27. 7. 8	建設省告示 第 931 号	7丁目通・永隆橋通の2路線の広場の追加変更
昭和 28. 3. 20	建設省告示 第 301 号	川端通の幅員変更
昭和 34. 10. 12	建設省告示 第 1,958 号	川端通線の追加変更 4条西通を4条西通線, 川端通を嵐山通線, 師範学校裏通を大学裏通線に名称及び路線変更
昭和 36. 3. 11	建設省告示 第 404 号	緑橋通線・7丁目通線・永隆橋通線の3路線の路線変更
昭和 40. 3. 10	建設省告示 第 462 号	全路線の変更 (1条西通・1条東通を1条通線, 4条西通・4条東通・南端通を4条通線, 9条通線を9条旭山通線, 師範学校裏通・川端通を嵐山通線, 7丁目通を昭和通線, 16丁目通・参宮道路・南参道を雨紛新旭川線, 下1号線通を豊岡東通線, 新旭川駅裏通を東町通線, 24丁目通・東神楽通を東神楽通線, 新旭川駅北通を花咲通線に名称変更 緑橋通線・金星橋通線・東鷹栖通線・旭町通線・永隆橋通線・中央橋通線・永山通線・南6条通線・西神楽通線・神楽岡通線・大学裏通線・江丹別通線の路線変更 環状1号線・環状2号線・環状3号線・二番通線・高台通線の追加 錦町通・追分通・三番通・裏参道・川端通線の廃止) 以上27路線
昭和 41. 4. 8	建設省告示 第 1,025 号	東町通線の幅員変更
昭和 41. 12. 2	建設省告示 第 3,872 号	環状1号線・高台永山線の幅員変更
昭和 41. 12. 27	建設省告示 第 4,183 号	9条旭山通線・西神楽線の幅員変更

年 月 日	告 示 番 号	内 容
昭和 43. 8. 23	建設省告示 第 2,382 号	金星橋通線・永隆橋通線の幅員変更
昭和 45. 4. 18	北海道告示 第 860 号	雨紛新旭川通線・環状 1 号線の幅員変更
昭和 46. 5. 8	北海道告示 第 1,391 号	雨紛新旭川通線・花咲通線の路線変更
昭和 46. 6. 11	北海道告示 第 1,783 号	環状 2 号線・江丹別通線の幅員変更
昭和 47. 5. 17	北海道告示 第 1,600 号	全路線の変更 （4 条通線を台場 4 条通線，9 条旭山通線・西神楽通線を神居旭山線，東鷹栖通線を 4 条東鷹栖線，環状 2 号線を高台永山線・春光高台線，永山通線を大雪通線，環状 1 号線を近文線，豊岡東光線・二番通線を永山東光線，高台通線を末広高台通線，東町通線を豊岡神楽線，環状 3 号線を東鷹栖東旭川線，西神楽通線を西神楽線，東神楽通線を東神楽線，大学裏通線を近文東鷹栖線に名称変更，旭町通線・金星橋通線・環状 1 号線・昭和通線・神楽岡通線・永隆橋通線・中央橋通線・雨紛新旭川通線・南 6 条通線・花咲通線・江丹別通線・緑橋通線・1 条通線・嵐山通線の名称変更，6 条通線・7 条通線・錦町通線・東旭川駅前通線・北門線・住吉春光線・神楽岡 1 号線・神居通線・西神楽中央通線・春光台通線・空港線・6 区大通線・4 丁目通線・一番通線の追加）以上 42 路線
昭和 47. 5. 17	旭川市告示 第 68 号	末広 2 条通線・末広横通線・永山 4 丁目通線・東光北線の 4 路線の追加
昭和 47. 7. 7	北海道告示 第 2,233 号	鷹栖通線・7 条公園通線の 2 路線の追加
昭和 48. 5. 18	北海道告示 第 1,446 号	豊岡神楽線の幅員変更
昭和 48. 8. 18	北海道告示 第 2,600 号	花咲通線の幅員変更
昭和 49. 9. 7	北海道告示 第 3,002 号	新旭川大通の追加
昭和 49. 10. 31	北海道告示 第 3,413 号	東鷹栖東旭川線の幅員変更
昭和 51. 5. 14	北海道告示 第 1,769 号	雨紛新旭川通線・神楽岡通線の路線および幅員変更
昭和 51. 5. 14	北海道告示 第 1,770 号	嵐山通線・旭町通線・金星橋通線・環状 1 号線・高台永山線・中央橋通線・近文東鷹栖線・江丹別通線・末広高台通線・鷹栖通線の 10 路線の路線及び幅員変更
昭和 51. 5. 14	旭川市告示 第 84 号	末広 2 条通線・末広横通線の路線変更
昭和 52. 9. 3	北海道告示 第 2,751 号	環状 1 号線の幅員変更

年 月 日	告 示 番 号	内 容
昭和 52. 11. 21	北海道告示 第 3,396 号	銀座通線の追加
昭和 55. 9. 3	旭川市告示 第 250 号	川端線・学園線の追加
昭和 55. 9. 20	北海道告示 第 2,361-3 号	金星橋通線・永山東光線の線形および幅員変更 環状 1 号線・雨紛新旭川通線の幅員変更 神楽岡通線の終点変更 緑町線の追加
昭和 58. 9. 19	北海道告示 第 1,772-2 号	神居旭山線の幅員変更 空港線の終点および線形変更
昭和 60. 7. 11	北海道告示 第 1,179 号	大町通の追加
昭和 61. 2. 3	北海道告示 第 153 号	花咲通線の線形および幅員変更
昭和 61. 8. 20	北海道告示 第 1,420 号	金星橋通線の幅員変更（縮小） 神居旭山線の区域変更
昭和 62. 2. 12	北海道告示 第 194 号	環状 1 号線の 幅員変更
昭和 62. 12. 21	北海道告示 第 2,053 号	環状 1 号線・江丹別通線・末広高台通線の幅員および線形の変更 雨紛新旭川通線の幅員変更 神楽岡通線・金星橋通線の起点位置変更
昭和 63. 3. 31	旭川市告示 第 468 号	東鷹栖東旭川線の幅員変更 花咲通線の区域変更
昭和 63. 12. 19	北海道告示 第 1,972 号	東鷹栖東旭川線の線形および幅員の変更
平成 元. 5. 25	北海道告示 第 822 号	東神楽線の線形および幅員の変更 神楽岡 1 号線の線形、幅員及び起点の変更
平成 元. 5. 25	東神楽町告示 第 25 号	東聖団地通の追加
平成 元. 5. 25	北海道告示 第 1,575 号	嵐山通線の線形・幅員の変更
平成 2. 3. 29	北海道告示 第 410 号	鷹栖通線の起点・終点・幅員・線形変更 （鷹栖通線を鷹栖通線・鷹栖末広線に変更） 春光高台線の終点の変更 東神楽線の幅員の変更 空港線の起点・幅員の変更 緑が丘通線・西御料地通線の追加
平成 2. 3. 29	旭川市告示 第 63 号	西御料地 1 号線・西御料地 2 号線の追加
平成 2. 9. 17	北海道告示 第 1,304 号	春光大通の追加
平成 2. 12. 13	北海道告示 第 1,773 号	西神楽線・環状 1 号線の線形・幅員の変更 雨紛新旭川通線の区域の変更

年 月 日	告 示 番 号	内 容
平成 3. 3. 11	北海道告示 第 329 号	高台永山線の名称・線形・幅員・区域の変更 末広高台通線の線形・幅員・区域の変更 近文東鷹栖線の幅員・区域の変更 鷹栖末広通線の終点の変更 神居通線の区域の変更 環状 1 号線の線形・区域の変更
平成 3. 3. 14	旭川市告示 第 51 号	末広 2 条通線・末広横通線の終点の変更
平成 4. 4. 3	北海道告示 第 521 号	高台永山線の構造・幅員の変更 永山東光線の幅員の変更
平成 4. 10. 6	北海道告示 第 1,549 号	鷹栖通線の交通広場の追加
平成 5. 4. 23	北海道告示 第 438 号	1 条通線・台場 4 条通線・南 6 条通線の終点位置の変更 下 3 号線・下 4 号線・豊岡 7 条通線・東光南線の追加
平成 5. 4. 23	鷹栖町告示 第 23 号	そよかぜ通・つつじ通の追加
平成 5. 4. 26	旭川市告示 第 99 号	旭神 1 号線の追加
平成 5. 6. 4	北海道告示 第 449 号	永隆橋通の幅員、名称の変更
平成 5. 8. 13	北海道告示 第 469 号	4 条東鷹栖通の幅員、名称、線形の変更 錦町通の起点、幅員、名称、線形の変更
平成 7. 7. 14	北海道告示 第 1,091 号	旭町通・東鷹栖東旭川通の名称、区域の変更 平和通買物公園の追加 空港通の幅員、名称、終点、線形の変更
平成 8. 3. 29	北海道告示 第 453 号	環状 1 号線の区域の変更 緑が丘通の名称、終点の変更 西御料地の名称、終点の変更
平成 8. 6. 28	北海道告示 第 1,014 号	緑橋通の名称、起点の変更および駅前交通広場の廃止 神居旭山通・昭和通・永隆橋通・中央橋通・大雪通の名称、区域の変更 新成橋通・南 6 条通の名称、起点、線形の変更 神楽 3 条通・宮前通の追加 宮下通の追加および駅前交通広場の追加
平成 9. 5. 30	北海道告示 第 896 号	空港通の区域の変更
平成 9. 8. 29	北海道告示 第 1,399 号	大雪通の線形及び区域の変更 南 6 条通の区域の変更 神楽 3 条通・宮前通の終点の変更
平成 10. 3. 31	北海道告示 第 461 号	空港通の起点の変更

年 月 日	告 示 番 号	内 容
平成 12. 6. 13	北海道告示 第 1,058 号	6 区大通・1 条通・台場 4 条通・嵐山通・金星橋通・花咲通・4 丁目通・1 番通・東旭川駅前通・6 条通・7 条通・江丹別通・春光台通・末広高台通・神楽岡通・神居通・西神楽中央通・鷹栖通・7 条公園通・鷹栖末広通・豊岡 7 条通以上 21 路線の名称変更及び車線の数決定 緑橋通・神居旭山通・旭町通・4 条東鷹栖通・環状 1 号線・高台永山線・昭和通・永隆端通・中央橋通・新成橋通・大雪通・永山東光線・南 6 条通・西神楽線・錦町通・近文線・北門線・住吉春光線・近文東鷹栖線・春光高台線・豊岡神楽線・神楽岡 1 号線・東鷹栖東旭川通・東神楽線・空港通・緑町線・緑が丘通・西御料地通・下 3 号線・下 4 号線・東光南線・神楽 3 条通・宮前通・宮下通・東聖団地通以上 35 路線の車線の数決定
平成 12. 6. 13	旭川市告示 第 173 号	末広 2 条通・末広横通・永山 4 丁目通の名称変更及び車線の数決定 東光北線・川端線・西御料地 1 号線・西御料地 2 号線・旭神 1 号線の車線の数決定
平成 12. 8. 24	鷹栖町告示 第 57 号	そよかぜ通・つつじ通の車線の数決定
平成 12. 10. 3	北海道告示 第 1,631 号	金星橋通の幅員、線形の変更
平成 12. 11. 21	旭川市告示 第 323 号	下 3 号線、東光南線の終点の変更 神楽 3 条通の区域の変更
平成 13. 3. 14	旭川市告示 第 62 号	一番通の幅員の変更
平成 13. 6. 8	北海道告示 第 1,042 号	環状 1 号線の区域の変更
平成 14. 8. 9	北海道告示 第 1,352 号	永山駅前通の追加
平成 15. 10. 21	北海道告示 第 1,858 号	花咲通の幅員、線形の変更 南 6 条通の線形、区域の変更
平成 17. 8. 2	北海道告示 第 587 号	空港通 線形の変更
平成 18. 2. 17	北海道告示 第 123 号	旭町通 一部区域の変更（橋梁地覆部分）
平成 18. 9. 15	北海道告示 第 774 号	東神楽線 名称、代表幅員、一部幅員の拡幅変更
平成 19. 11. 6	北海道告示 第 705 号	東神楽線 一部幅員の拡幅変更 (14.0m→22.0m、変更区間 L=約 380m)

年 月 日	告 示 番 号	内 容
平成 20. 7. 23	旭川市告示 第 361 号	一番通 起点の変更(延長増約 940m)、 一部幅員の拡幅変更、一部区域の変更
平成 21. 3. 31	北海道告示 第 238 号	東神楽線 代表幅員の変更 一部幅員の拡幅変更 (14.0m→22.0m、変更区間 L=約 510m)
平成 22. 3. 2	北海道告示 第 150 号	旭町通 一部区域の変更 (擁壁部分)
平成 23. 3. 29	北海道告示 第 216 号	金星橋通 一部幅員の拡幅及び縮小変更 (22.0m→21.0m、21.5m、26.0m、28.0m、 29.5m→40.5m 変更区間 L=1,410m)、 線形変更(変更区間 L=1,410m) 永山東光線 一部幅員の拡幅変更 (21.0m→26.0m、22.0m→30.0m、 23.0m→28.0m、30.3m、28.0m→42.5m、47.7m、 29.5m→42.5m、38.0m→42.5m、48.2m、 変更区域 L=1,970m、 線形変更(変更区間 L=1,970m) 大雪通 区域の変更 (左折付加車線の廃止)
平成 24. 6. 8	北海道告示 第 394 号	東旭川東神楽通 路線の追加
平成 25. 3. 8	旭川市告示 第 154 号	大雪通 一部幅員の拡幅及び縮小変更 (23.0m→25.1m、36.0m→35.9m 変更区間 L=600m)、 線形変更(変更区間 L=600m) 神楽3条通 線形変更(変更区間 L=320m)
平成 28. 6. 10	北海道告示 第 411 号	永山東光線 一部幅員の縮小変更、一部区域の変更 (28.0m → 27.8m、42.5m → 42.3m、 46.5m → 46.3m、48.2m → 48.0m、 変更区間 L=670m) 西神楽中央通 一部区域の変更 (擁壁部分)
平成 28. 6. 10	旭川市告示 第 446 号	大雪通 一部区域の変更 (擁壁部分)
平成 30. 12. 28	旭川市告示 第 855 号	東光北線 路線の廃止

